

茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則(第21条—第23条)</p> <p>第6章 罰則(第24条—第28条)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定処理施設 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が行う<u>産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分</u>の用に供するために設置する施設(産業廃棄物処理施設及びその事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の<u>処分の用に供するために設置する施設</u>を除く。)をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 積替保管施設 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が行う積替え又は保管の_____用に供するために設置する施設(その事業活動に伴い産業廃棄物又は特別管</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 雑則(第21条・第22条)</p> <p>第6章 罰則(第23条—第27条)</p> <p>付則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 指定処理施設 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者が<u>その事業</u>_____の用に供するために設置する施設(産業廃棄物処理施設_____を除外する。)をいう。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 積替保管施設 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者が_____積替え又は保管の<u>事業の用に供する</u>_____施設</p>

理産業廃棄物を生ずる事業を行う者が自らその産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の用に供するために設置する施設を除く。）をいう。

(一般廃棄物処理施設等の設置等の事前協議)

第11条 一般廃棄物処理施設等を設置し、変更し、譲り受け、又は借り受けようとする者は、一般廃棄物処理施設等の設置等の計画を策定した段階から知事と協議するものとする。

2 略

(許可の基準等)

第13条 知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) その指定処理施設等の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していること。

(2) その指定処理施設等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該指定処理施設等に係る周辺地域の生活環境の保全及び規則で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。

(3) 申請者の能力がその指定処理施設等の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該指定処理施設等の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。

をいう。

(一般廃棄物処理施設等の設置等の事前協議)

第11条 一般廃棄物処理施設等を設置し、又は変更しようとする者は、一般廃棄物処理施設等の設置の計画を策定した段階から知事と協議するものとする。

2 略

(許可の基準等)

第13条 知事は、前条第1項の許可の申請に係る指定処理施設等の設置に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(4) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ 法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令若しくは条例で規則で定めるもの若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（法第14条の6において準用する場合を含む。）

に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

オ 法第7条の4若しくは第14条の3の2（法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第7条の2第3項（法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。カにおいて同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

カ オに規定する期間内に法第7条の2第3項の規定による

一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、オの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がアからクまでのいずれかに該当するもの

コ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 個人で規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の許可を受けた者(以下「指定処理施設等設置者」という。)は、当該許可に係る指定処理施設等について、知事の検査を受け、当該指定処理施設等が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(変更の許可等)

第14条 指定処理施設等設置者は、当該許可に係る第12条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第1項及び第2項の規定は前項の許可について、同条第3項の規定は前項の許可を受けた者について準用する。

3 指定処理施設等設置者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第12条第2項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る指定処理施設等を廃止したとき、若しくは指定処理施設等を休止し、若しくは休止した当該指定処理施設等を再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 指定処理施設等設置者は、前条第1項第4号アからカまで又はケからサまで(同号ケからサまでに掲げる者にあつては、同号キ又はクに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき

2 前条第1項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 前条第1項の許可を受けた者(以下「指定処理施設等設置者」という。)は、当該許可に係る指定処理施設等について、知事の検査を受け、当該指定処理施設等が当該許可に係る同条第2項の申請書に記載した設置に関する計画に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

(変更の許可等)

第14条 指定処理施設等設置者は、当該許可に係る第12条第2項第4号から第7号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が規則で定める軽微な変更であるときは、この限りでない。

2 前条第1項及び第2項の規定は前項の許可について、同条第3項の規定は前項の許可を受けた者について準用する。

3 指定処理施設等設置者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき、若しくは第12条第2項第1号に掲げる事項その他規則で定める事項に変更があったとき、又は当該許可に係る指定処理施設等を廃止したとき、若しくは指定処理施設等を休止し、若しくは休止した当該指定処理施設等を再開したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定処理施設等の維持管理等)

第15条 略

2 略

3 技術管理者は、その管理に係る指定処理施設等に関して第13条第1項第1号又は第1項に規定する規則で定める技術上の基準に係る違反が行われないように、当該指定処理施設等を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

4 略

(改善命令等)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定処理施設等設置者に対し、期限を定めて当該指定処理施設等につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該指定処理施設等の使用の停止を命ずることができる。

(1) 第12条第1項の許可に係る指定処理施設等の構造又はその維持管理が第13条第1項第1号若しくは第15条第1項に規定する規則で定める技術上の基準又は当該許可に係る第12条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第14条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

(2) 指定処理施設等設置者の能力が第13条第1項第3号に規定する規則で定める基準に適合していないと認めるとき。

(指定処理施設等の維持管理等)

第15条 略

2 略

3 技術管理者は、その管理に係る指定処理施設等に関して第13条第1項 _____ 又は第1項に規定する規則で定める技術上の基準に係る違反が行われないように、当該指定処理施設等を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

4 略

(改善命令等)

第17条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定処理施設等設置者に対し、期限を定めて当該指定処理施設等につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該指定処理施設等の使用の停止を命ずることができる。

(1) 第12条第1項の許可に係る指定処理施設等の構造又はその維持管理が第13条第1項 _____ 若しくは第15条第1項に規定する規則で定める技術上の基準又は当該許可に係る第12条第2項の申請書に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第14条第1項の許可を受けたときは、変更後のもの)に適合していないと認めるとき。

(3) 指定処理施設等設置者が法若しくはこの条例又はこれらに基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(4) 指定処理施設等設置者が第13条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 知事は、指定処理施設等設置者が前条各項の規定を遵守していないと認めるときは、当該指定処理施設等設置者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り消さなければならない。

(1) 指定処理施設等設置者が第13条第1項第4号アからシまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 前条第1項第3号に該当し情状が特に重いとき、又は同条第1項の規定による命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第12条第1項の許可又は第14条第1項の変更の許可を受けたとき。

2 知事は、前条第1項第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り

(2) 指定処理施設等設置者が第13条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

2 知事は、指定処理施設等設置者が前条各項の規定を遵守していないと認めるときは、当該指定処理施設等設置者に対し、産業廃棄物の適正な処理に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(許可の取消し)

第18条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定処理施設等に係る第12条第1項の許可を取り消さなければならない。

(1) 前条第1項
_____の規定による命令に違反したとき。

(2) 不正の手段により第12条第1項の許可又は第14条第1項の変更の許可を受けたとき。

消すことができる。

3 知事は、前2項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定処理施設等の譲渡等)

第19条 指定処理施設等設置者から当該許可に係る指定処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 指定処理施設等設置者である法人が合併又は分割をしようとするとき(合併の場合にあっては指定処理施設等設置者である法人と指定処理施設等設置者でない法人が合併する場合において、指定処理施設等設置者である法人が存続するときを除き、分割の場合にあっては指定処理施設等を承継させる場合に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

3 第13条第1項(第3号及び第4号に係る部分に限る。)の規定は、第1項の許可及び前項の認可について準用する。

4 指定処理施設等設置者について相続があったときは、相続人は、相続があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

5 第1項の許可を受けて指定処理施設等を譲り受け、若しくは借り受けた者、第2項の認可を受けて合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該指定処理施設等を承継した法人又は前項の相続人は、指定処理施設等設置者の地位を承継する。

2 知事は、前項の規定による許可の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。

(指定処理施設等の譲渡等)

第19条 指定処理施設等設置者から当該許可に係る指定処理施設等を譲り受け、又は借り受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 指定処理施設等設置者である法人が合併又は分割をしようとするとき(合併の場合にあっては指定処理施設等設置者である法人と指定処理施設等設置者でない法人が合併する場合において、指定処理施設等設置者である法人が存続するときを除き、分割の場合にあっては指定処理施設等を承継させる場合に限る。)は、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。

3 指定処理施設等設置者について相続があったときは、相続人は、相続があった日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の許可を受けて指定処理施設等を譲り受け、若しくは借り受けた者、第2項の認可を受けて合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該指定処理施設等を承継した法人又は前項の相続人は、指定処理施設等設置者の地位を承継する。

(両罰規定)

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第24条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。

(両罰規定)

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関し，第23条から前条までの違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対しても，各本条の罰金刑を科する。